

臨床法学教育学会第10回年次大会(2017)理事長提言  
—国民との約束“プロフェッションの養成、を守るために—

2017年4月23日

臨床法学教育学会

理事長 四 宮 啓

I 現状の認識—理念と現実の光と影—

司法制度改革審議会意見書(以下「意見書」)は、「今後、国民生活の様々な場面における法的需要は、量的に増大するとともに、質的にますます多様化、高度化することが予想される」として、法曹人口については、「計画的にできるだけ早期に、年間3,000人程度の新規法曹の確保を目指す必要がある」としつつ、法曹養成制度については「司法試験という『点』のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた『プロセス』としての法曹養成制度を新たに整備することが不可欠である」として、その中核を成すものとして、法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールである法科大学院を設けることとした。さらに教育理念としては、「以下の理念を統合的に実現するものでなければならない」として、法曹に共通して必要とされる専門的資質・能力の習得、豊かな人間性の涵養・向上、専門的な法知識の確実な習得、それを批判的に検討し発展させていく創造的な思考力、法的分析能力、法的議論能力、法曹としての責任感・倫理観の涵養、実際に社会への貢献を行うための機会の提供等を掲げた。

新しい法曹養成制度によって、従来の法廷実務を中心とした法曹三者概念に収まらない多様な法律家が生まれていることは、新しい養成制度の確かな果実である。たとえば組織内弁護士は2016年には1,707人となり、66人であった2001年比で25.9倍になり、登録弁護士の4.5%を占めるまでになっている。その他、本学会でこれまでに報告してくれた法科大学院修了者に限っても、民間企業、法務省入管、国家・地方公務員、議員政策秘書、医学部教員など多様な法専門職に就く人材が誕生している。また法廷実務を中心とする従来型の弁護士を見ても、難民等の外国人事件、社会福祉や行政とのネットワークの構築による新しい課題解決方策の実現など、これまでにない課題解決に取り組む弁護士が誕生している。

しかしながら他方で、司法試験は法科大学院の教育内容を踏まえた新しいものに切り替え、厳格な成績評価、修了認定を前提として修了者の7~8割が合格できるようにするとされながら、合格率は意見書に言及された7~8割には遠く及ばず低迷し、合格者増加を理由とした弁護士のいわゆる「就職難」論等も背景として、合格者数も政府の当初目標年間3,000人に届くことなく据え置かれた後に撤回された。このようにして、新しい法曹養成制度はいわゆるハイコスト・ハイリスクの制度となり、法曹志望者を全体として減少させるという負のスパイラルに陥っている。

## II 現状を招いた原因

では、この負のスパイラルを招いた原因はなにか。現在の法曹養成制度はなぜ国民のリーガル・サービス需要に未だ十分に答えられていないのか。本学会のこれまでの議論、とりわけ本10周年大会に向けた2次にわたるプレ・シンポジウムと本日の議論から見えてくるものは、凡そ次のことではなかろうか。

第1に、法曹及び法曹養成に携わる者が、法曹をプロフェッションとして認めてくれた国民との約束を認識していない、あるいは忘却してしまったのではないか、ということである。なぜ国民は法曹をプロフェッションとして特別扱いしてくれているのか—司法制度改革以前の法曹は、主として裁判を中心とした紛争解決の専門家であり、国民の身近な奉仕者とは言えなかった。意見書は、主権者である国民を多様な社会生活関係を自律的に形成・維持する統治主体として措定し、だからこそ、法曹について「国民生活の様々な場面において法曹に対する需要がますます多様化・高度化することが予想される中で・・・プロフェッションとしての法曹の質と量を大幅に拡充することが不可欠」と述べたのである。「プロフェッションとしての法曹」とは、裁判専門家に止まらず、「国民が、自律的存在として主体的に社会生活関係を形成していくために[は]、各人の置かれた具体的生活状況ないしニーズに即した法的サービスを提供する」専門職である。国民は、法曹が（本日医師と対比して議論されたように）知識と技能と責任をもって国民の増大する多様なニーズに応え、国民の福利を増進するプロフェッションとして奉仕すると約束したからこそ、独占権、自律権などの特権を交換的に付与したのである。

日本の法曹及び法曹養成に携わる者は、国民とのこの約束を認識せず、あるいは忘却し、国民のニーズを、需要側からではなく供給側から、裁判を中心とした紛争解決の専門家としてのみ認識し続けているのではなかろうか。そうであるならば、それは、プロフェッショナルリズムの欠如あるいは忘却であり、国民との約束を反故にするものではなかろうか。

第2に、以上のように、法曹養成制度に携わる者が、リーガル・サービスの需要を裁判を中心とする紛争の側面からのみ観察する結果、養成課程のアウトカムとしての法曹像についても裁判法曹としてのみ措定し続け、法曹養成の課程において、裁判用の（複雑で難解な）理論中心の司法試験と、裁判学修中心の司法修習が依然として重視され続けている。その結果、司法試験合格率は低迷し続け、法科大学院における教育内容は、司法試験を強く意識した、法律基本科目に著しく傾斜した教育が中心になっている。

## III 原因除去の方策

臨床法学教育学会は、意見書が打ち出したプロフェッションとしての法曹像に共鳴し、その養成方法としては法科大学院における臨床法学教育が不可欠であると考えた人々・団体によって設立され、10年間、その研究・教育・普及活動を行ってきた。2010年には、

法科大学院カリキュラムにおける臨床法学教育（理論と技能と専門職倫理の統合教育）の重要性と臨床教育科目の選択必修化の提言を行った。しかし、現状を見る限り、この提言は未だ法曹養成に携わる者の理解を得たとはいえないようである。では、先に触れた危惧すべき現状をどのようにすれば国民との約束を反故にせず済むだろうか。

### 1 法曹像の再定義

法曹がプロフェッションであり続けようとするのであれば、国民との約束を再確認し、反故にしないようにしなければならない。それは言い換えれば、国民との約束に基づいた法曹像の明確化と再確認であり、法曹養成のアウトカムの明確化と再確認である。本日の創立10周年大会で医師養成と対比して議論されたように、プロフェッションとは、精通した知識体系と熟練した技能を、自分以外の他者への奉仕に用いる天職であって、その構成員は、自らの力量、誠実さ、道徳、利他的奉仕、および自らの関与する分野における公益増進に対して全力で貢献する意志を国民に対して公約する者である。法曹の原点は、このプロフェッションとして利他的奉仕、公益の増進を担う者であり、その養成の原点も、これを担うことができる者の養成である。

### 2 臨床法学教育の必要性

そのような法曹をアウトカムとして作り出すための教育には、理論と技能と専門職責任を統合した教育が必要不可欠である。なぜならプロフェッションとは、理論と技能と責任の統合主体であるべきだからである。そのためにはクリニック、シミュレーション、エクスターンシップなどの臨床法学教育（clinical legal education）（以下「臨床法学教育」）が不可欠である。またその内容も、訴訟実務に限らず、企業法務、契約実務、交渉実務、経営法務、立法実務、行政実務などあらゆる場面に展開すべきである。しかしながら、現在の法科大学院における教育の内容は、とりわけ後述の司法試験の影響の下、訴訟を中心とした理論教育に偏りすぎていると言わなければならない。

### 3 司法試験改革

法科大学院において臨床法学教育を可能にするためには、現在のような司法試験の重圧から学生と教員を解放しなければならない。法科大学院数と在學生数が結果的に一定規模に減少した現在、試験科目、試験内容、試験時期などの改革を通じて、法科大学院のカリキュラムを十全に履修した修了生の大半が合格水準に達するような、法科大学院教育を適切に踏まえた司法試験への転換に取り組むべきである。司法試験によって評価すべきアウトカムとしての「プロフェッションとしての法曹」とは、意見書の原点に立ち返って、国民の増大する多様なニーズに身近で直接応える弁護士を指定すべきである。もし裁判官・検察官候補者の成績評価のために司法試験を利用しているとするならば、そのような運用を止めて、純粋な資格試験として再構成すべきである。

### 4 司法修習

充実した多様な臨床法学教育を法科大学院のカリキュラムにおいて実施することを前提に、司法修習は、訴訟実務家（裁判官・検察官・法廷弁護士）を目指す司法試験合格者の

アドヴァンスト・コースとすることや、弁護士法5条2号の修習に代わる法律事務職務従事期間の短縮なども含めて、司法修習の在り方について、プロフェッションとしての法曹の養成制度全体のなかで、抜本的に改革すべきである。

## 5 予備試験

国民との約束が、理論・技能・専門職責任が統合された「プロフェッションとしての法曹」の供給である以上、教育課程を経ないプロフェッションの供給はありえない。大学という学術環境における医学教育を経ない医師養成がありえないのと同様に、法科大学院教育を経ない法曹養成はありえない。教育制度を回避する予備試験制度は廃止すべきである。直ちに廃止することが困難であるならば、意見書の制度趣旨をふまえた試験として適切に運用されるよう、受験資格、試験科目、試験内容等の抜本的改革を行うべきである。

## IV おわりに

現在、様々な法曹養成制度改革の議論が展開されている。これまでは、現在の司法試験でよい成績を獲得する者を増やすにはどうすべきかを中心に議論されてきたように思われる。しかし、仮に現在の司法試験を所与のゴールとし、たとえば法学部との単なる連携など、現在の司法試験でよい成績を獲得するにはいかにすべきかを議論するのであれば、国民と約束したゴールとは別のゴールへの近道を探そうとするものであって、角（司法試験）を矯めて牛（プロフェッション養成）を殺そうとするものである。法曹養成に責任を負うすべての者は、今こそ、国民との約束に立ち戻って、「プロフェッションとしての法曹像」を再定義し、アウトカムとしてその像を明確に結び得るような法曹養成制度への改革論議を直ちに始めるべきである。

以 上